

社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

新ビジョン体系	3-2 (1)	担当部局	健康福祉部 こども家庭課
---------	---------	------	--------------

❖ 目 標

関係機関と連携して相談支援体制を強化し、児童虐待等を減少させます。

❖ 施策に関する指標

成果指標	基準値	現状値	目標値	区分
虐待による死亡児童数	(2016年度) 2人	(2019年度) 0人	毎年度0人	目標値以上

活動指標	基準値	現状値	目標値	区分
児童虐待防止の普及啓発活動参加者数	(2016年度) 363人	(2019年度) 500人	毎年度400人	
子ども家庭総合支援拠点設置市町数	(2016年度) 0市町	(2019年度) 12市町	全市町	
里親登録者数	(2016年度) 281組	(2019年度) 323組	350組	
社会的養護児童の18歳到達時進路決定率	(2016年度) 100%	(2019年度) 100%	毎年度100%	

❖ 施策推進の視点・主な取組

👉 視点1 児童虐待の発生予防から虐待発生時の迅速・的確な対応

児童虐待防止対策の推進

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止に向け、児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応を進めていきます。

👉 視点2 家庭と同様の環境における養育の推進

児童福祉施設・里親等で暮らす子どもへの支援の充実

家庭養育優先原則を踏まえ「子どもが健康で安全・安心に養育される家庭と同様の養育環境」である里親等への委託を推進するとともに、社会的養護の子どもたちの将来的な自立への支援を進めます。

1 現状・課題と県の施策

【現状・課題1】

令和元年度中に県内7ヶ所の児童相談所（静岡市、浜松市を含む）が対応した児童虐待相談件数は、3,461件で過去最多を更新しています。

様々な要因が重なることで、虐待は起こりやすくなります。支援が必要な人へのサポートと、重篤化を防ぐための早期発見が重要です。

👉 視点1 児童虐待の発生予防から児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童虐待防止のための広報啓発とともにSNSを活用した相談しやすい窓口を設置します。

主な取組➡ 児童虐待防止対策の推進

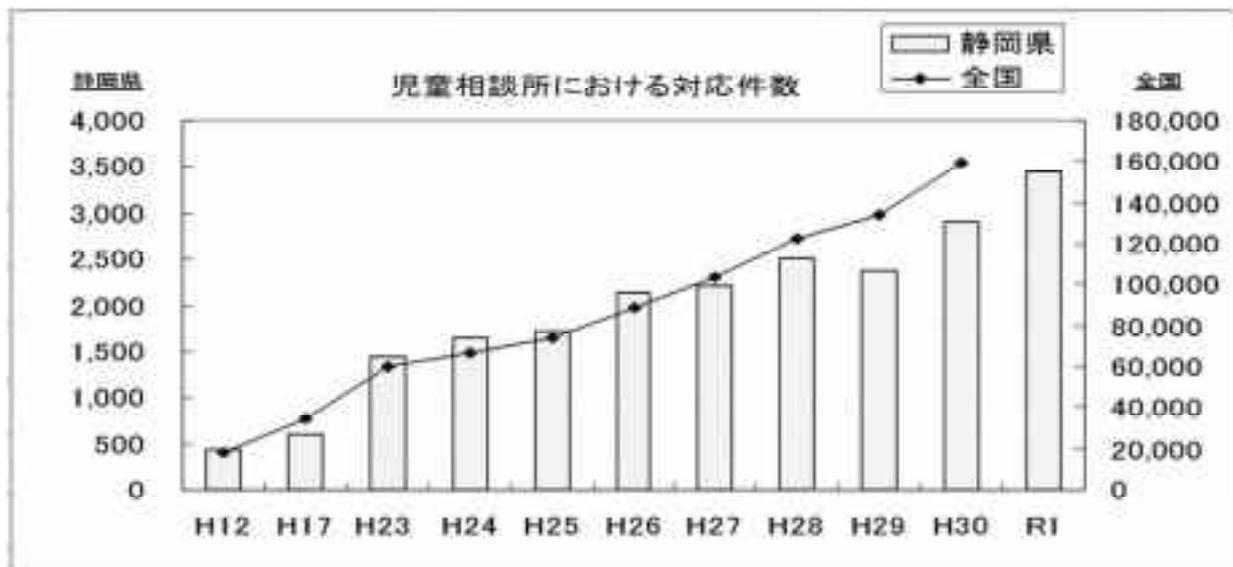
1 静岡県の児童虐待の現状

（1）虐待相談件数（政令市含む）の推移

- 令和元年度に県内の児童相談所（静岡市、浜松市を含む）が対応した児童虐待相談件数は、3,461件で過去最多を更新しています。
- 児童虐待防止法が施行された平成12年度と比較し、令和元年度では約8倍となっています。

単位：件

年度	H12	H17	H26	H27	H28	H29	H30	R1
静岡県	444	601	2,132	2,205	2,496	2,368	2,911	3,461
全国	17,725	34,472	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	—



(2) 種類別にみた虐待相談件数 (R1)

・虐待のうち「心理的虐待」が最も多く、約6割を占めています。

単位：件、()は%

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
件数 (割合)	804 (23.2)	55 (1.6)	2,001 (57.8)	601 (17.4)	3,461 (100)

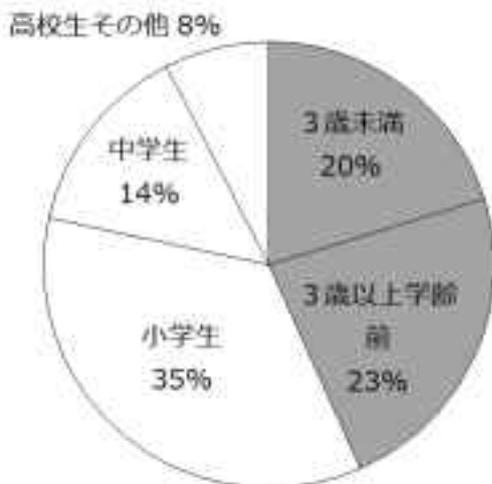
児童虐待とは

・児童虐待は大きく4つの種別に分けられますが、これらが重複して起きていることが少なくありません。

種別	内容
身体的虐待	首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とすなどの暴力、戸外に閉め出す など
性的虐待	性器や性交を見せる、性的ないたづらをする、性的な身体接触をする、性的関係を強要するなどの性暴力を行う
心理的虐待	大声や言葉による脅かし、子どもの目の前で配偶者などに暴力をふるう など
ネグレクト	適切な衣食住の世話をしない、病気になっても病院に連れて行かない など

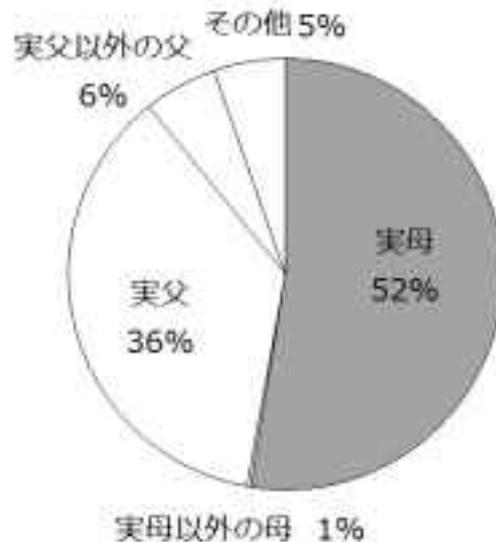
(3) 年齢別にみた被虐待児の状況 (R1)

・虐待を受けた子どもは、学齢前が全体の約4割を占めています。



(4) 主たる虐待者の状況 (R1)

・主な虐待者は実母が5割以上を占めています。子育ての大半が母親ひとりに任せられ、育児の不安感や負担感が大きくなり、虐待を引き起こす原因にもなっていると考えられています。



2 児童虐待の発生要因

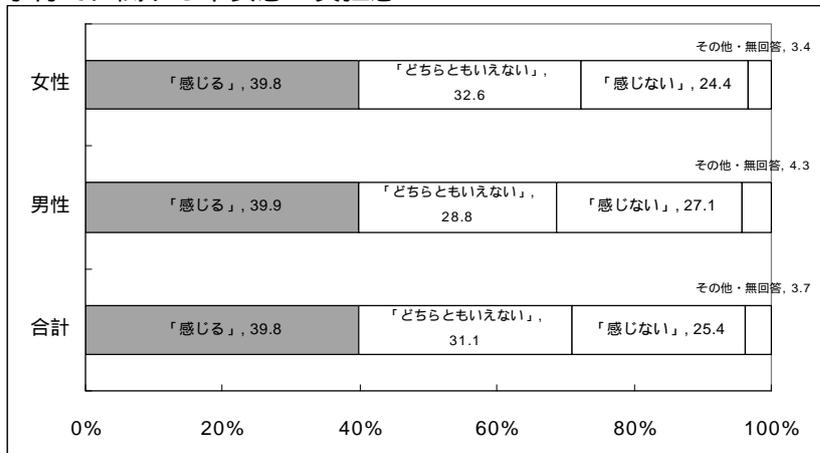
- ・様々な要因が重なることで、虐待は起こりやすくなります。子育てへの不安感・負担感を感じている人が約4割いるほか、約6割の人がしつけの際の体罰を容認しており、体罰によらないしつけの普及が必要です。

虐待に至るおそれのある要因・虐待のリスクとして留意すべき点（「子ども虐待対応の手引き」をもとに作成）

保護者側の リスク要因	<ul style="list-style-type: none"> ・性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティの障害 ・医療につながっていない精神障害や依存症などの疾患 ・保護者の被虐待経験 ・望まない妊娠、若年の妊娠 ・マタニティーブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況 ・育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足 ・固定的な性別役割分担意識 ・体罰容認などの暴力への親和性 等
養育環境の リスク要因	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な困窮 ・不安定な就労 ・親族・近隣・友人から孤立 ・内縁者や同居人がいる家庭 ・転居を繰り返す家庭 ・夫婦間不和、配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭 等

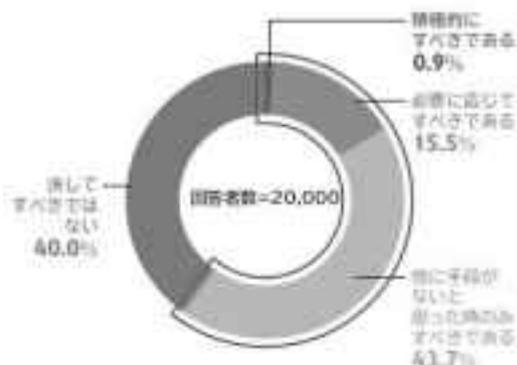
（注）上記にあてはまる全ての家庭に虐待が起きているわけではなく、周囲のサポートがあることで虐待に至らない家庭がほとんどです。

子育てに関する不安感・負担感



（令和元年度静岡県少子化対策に関する県民意識調査結果抜粋）

しつけのために、子どもをたたくことに対して
どのように考えますか。



（子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書抜粋）

3 早期発見

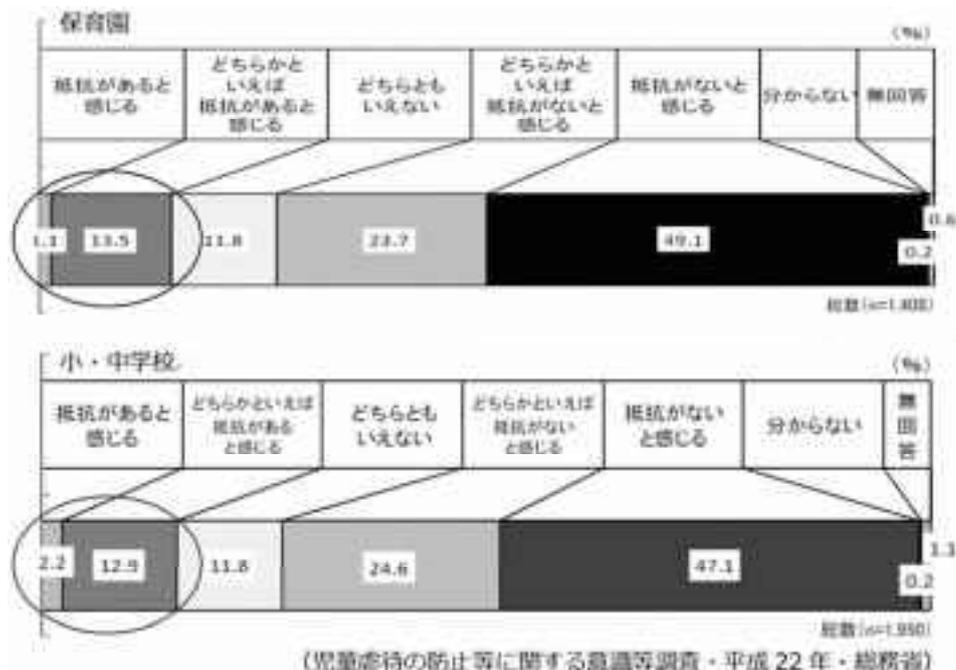
- ・児童虐待を防止するためには、重篤化する前の早期発見が重要です。保育園、学校、医療機関など、様々な場面で虐待されている子どもが発見されます。早期発見のために、県民一人一人や関係機関が、様々な場で、虐待されている子どもの兆候を見逃さないことが求められます。

早期発見の場面

<p>子どもの生活の場 幼稚園、保育園、学校、 児童館、学童クラブなど 登園の際の様子、出欠席の状況</p>	<p>近隣や地域の場 町内会、自治会、PTA、 子育て支援組織・団体など 隣近所での会話や様子</p>
<p>健康診査の場で 保健所、保健センター 医療機関、学校など 妊婦健診、乳幼児健診 1歳6ヶ月児健診、予防接種</p>	<p>病院や診察の場で 医療機関など 救急受診、小児科、歯科医院 などの外来受診</p>

参考：児童虐待予防のための早期発見・対応ハンドブック（厚村山市）から作成

- ・虐待を発見した場合、児童相談所や市町の担当課に迅速に繋げることが重要です。保育園や小・中学校に行った意識調査では、1割以上が情報提供に抵抗を感じており、その理由として「保護者との関係の悪化を恐れる傾向」や、「誤報の可能性がなくなってから通告すべき」といった回答があがっています。
- ・児童虐待防止法では、虐待の事実が必ずしも明らかでなくても「児童虐待を受けたと思われる児童」も通告の対象となっています。児童虐待が疑われる児童を発見した人が、ためらわずに関係機関に通告する意識の醸成が必要です。



【現状・課題2】

- 増加する児童虐待件数に対して、子どもの安全を守るための対応が迅速・的確にできるよう児童相談所の体制を強化していく必要があります。児童虐待相談件数は平成15年から15年間で約8倍増加し、一時保護件数も大幅に増えていますが、児童福祉司の増加は1.4倍程度です。
- 虐待の発生には複数の要因が関与しており、児童相談所だけではなく、地域の関係機関が連携して対応することが必要です。

👉 **視点1** 児童虐待の発生予防から児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童虐待発生時に迅速・的確に対応するため児童相談所の体制整備を強化しています。

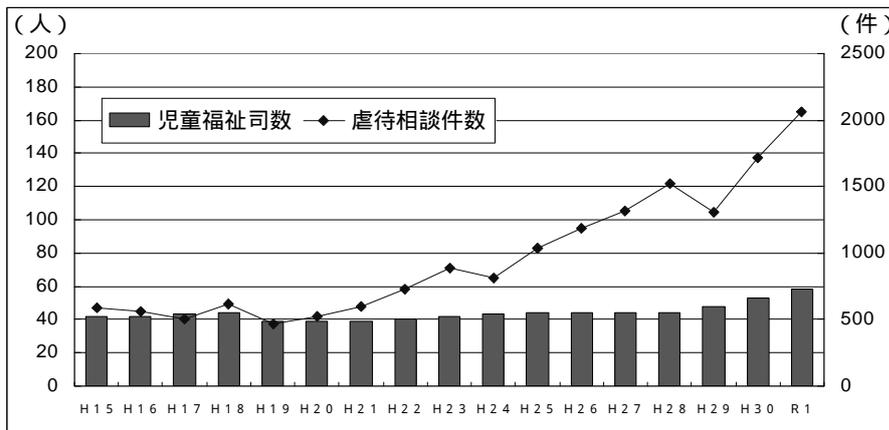
市町での相談支援体制の整備や関係機関との連携を進めています。

主な取組➡ 児童虐待防止対策の推進

1 迅速・的確な対応のための児童相談所の体制強化

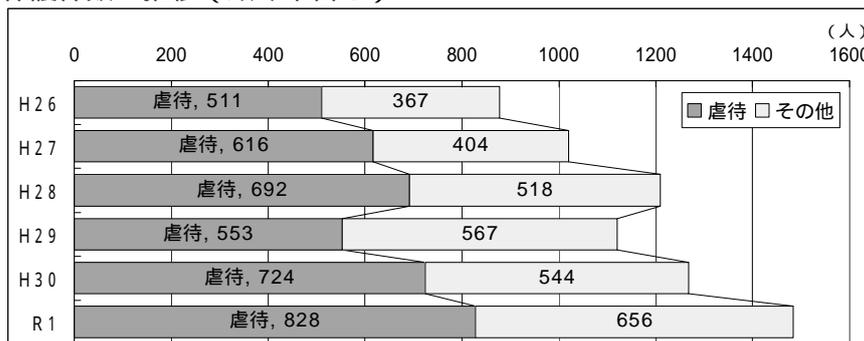
- ・ 児童虐待件数の増加に対して、児童相談所の児童福祉司を増員していますが、虐待件数の増加率が児童福祉司の増加率を上回っており、児童相談所業務の負担が増えています。

児童相談所（政令市を除く5児童相談所）の児童虐待相談件数と児童福祉司数の推移



- ・ 虐待による一時保護件数も増加が続いていますが、虐待を否認する保護者と児童相談所が対立することもあり、児童相談所の業務は質的にも負担が大きなものになっています。
- ・ 増加し続ける児童虐待に迅速・的確に対応し、子どもの安全を守るために、児童相談所の体制を強化していく必要があります。

一時保護件数の推移（政令市含む）



児童相談所とは

・児童福祉法に基づいて設置される相談機関で、原則 18 歳未満の子どもに関する相談や保護に対応します。

・児童相談所の主な機能

項目	内容
市町援助	市町による児童家庭相談への対応について、必要な援助等を行う
相談	家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえ、子どもや家族に対する援助を行う
一時保護	児童を保護者から離して一時的に保護する
措置	在宅での指導のほか、子どもの施設入所や里親委託を行う

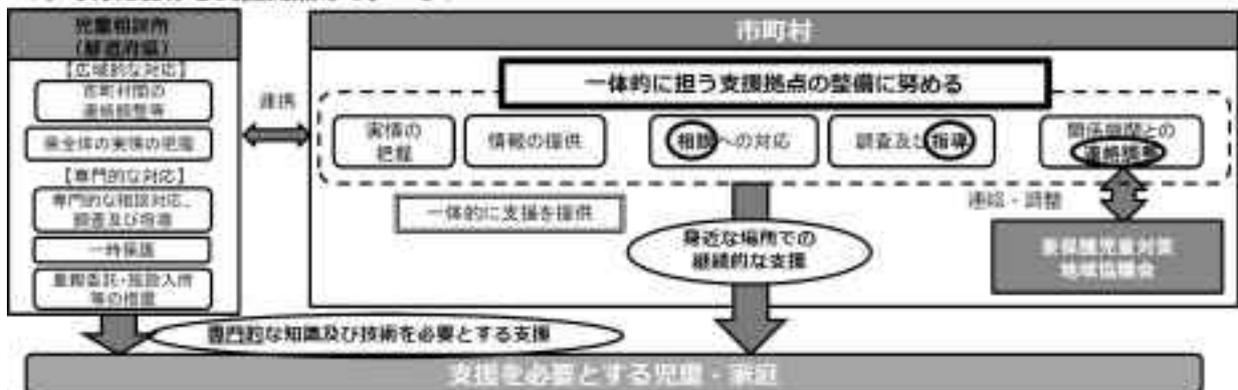
2 市町の相談支援体制の整備

- ・支援を必要とする子どもや家庭を出来るだけ早く発見し、必要な相談窓口につなげるためには、児童相談所だけではなく、住民に身近な市町の相談支援体制の充実が重要です。
- ・市町ではこれまで妊産婦や乳幼児への支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置していますが、児童虐待防止のためには、学齢期以降の子育て家庭についても支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置促進が必要とされています。
- ・「子ども家庭総合支援拠点」は、現在 12 市に設置されていますが、全市町への設置を促進する必要があります。

「子ども家庭総合支援拠点」の設置状況

年度	H29	H30	R1	計
設置市町数	4市	2市	6市	12市

<市町村における支援拠点のイメージ>



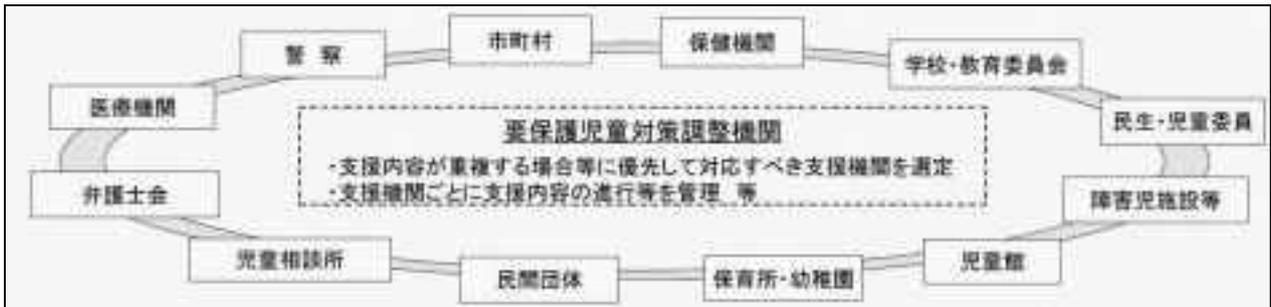
3-2 すべての子どもが大切にされる社会づくり

3 関係機関との連携強化

(1) 要保護児童対策地域協議会

- ・児童や保護者を、市町、児童相談所、学校、警察などの関係機関が連携して支援するための「要保護児童対策地域協議会」が、全市町に設置されています。
- ・要保護児童対策地域協議会においては、関係機関が必要な情報共有を行い、役割分担をして支援を実施します。
- ・児童虐待件数は増え続けており、困難事例も増加していることから、要保護児童対策地域協議会の関係機関が引き続き連携していくことが求められています。

要保護児童対策地域協議会のイメージ



(2) 警察・医療機関との連携

- ・児童相談所への通告件数は、警察からのものが最多です。また、虐待が疑われる家庭への立入調査や臨検・捜索では、児童相談所と警察が緊密な連携のもとに協力することが必要です。
- ・医療機関の受診は、児童虐待を早期発見し、その後の支援に繋ぐことができる貴重な機会です。児童虐待の早期発見・早期対応のため、医療機関に対する児童虐待についての啓発が重要となっています。

児童相談所への相談経路 (R1)

(単位: 件)

児童相談所	福祉事務所	町役場	児童委員	保健所等	医療機関	施設・保育所	警察等	学校等	その他
223	241	22	6	10	97	44	1,477	334	32

虐待者本人	家族親戚	近隣知人	児童本人	合計
60	221	654	40	3,461

【現状・課題3】

- 児童が心身ともに健やかに成長するためには、より子育てにふさわしい条件を備えた家庭に近い環境で養育されることが必要ですが、現在、社会的養護を必要とする児童の約7割が施設に入所しているのが現状です。また、家族のあり方や形態も多様化しています。このため、上記の条件を備えた家庭と同様の養育環境を十分に備えた、さまざまな形態の里親の可能性を検討しながら、委託を推進する必要があります。

👉 **視点2** 家庭と同様の環境における養育の推進

家庭と同様の環境における養育を提供するため里親への委託を推進しています。

主な取組➡ 児童福祉施設・里親等で暮らす子どもへの支援の充実

1 社会的養護の状況

(1) 家庭的養育の推進の必要性

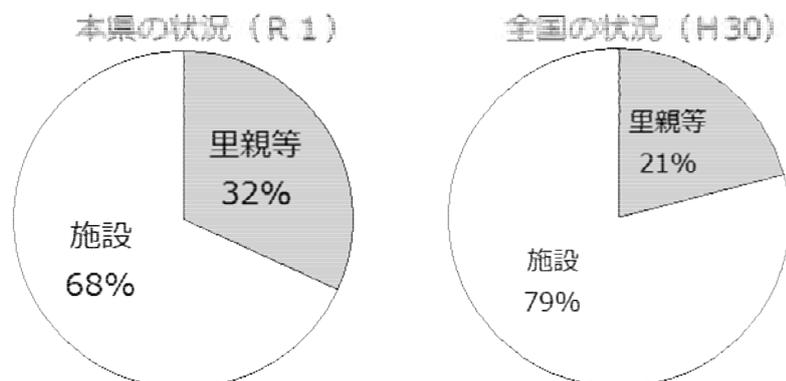
- ・社会的養護を必要とする子どものうち、施設入所の割合は約7割という状況です。
- ・子どもの健やかな成長、発達のためには、温かく安定した環境で養育されることが望ましく、できる限りそのような条件を備えた家庭における養育環境と同様の環境で育つことが重要です。
- ・このため、施設については生活単位の小規模化（小ユニットや個室化等）を図るとともに、特に里親等による家庭養育の推進を図る必要があります。

(令和元年度本県の社会的養護の状況)

種別	乳児院	児童養護施設等	ファミリーホーム	里親	計
内容	主に乳児(0歳)を養育	主に1歳～18歳未満を養育	養育者住居で5～6名を養育	里親宅で養育	-
施設数	4か所	12か所	7か所	163世帯	-
人数	53人	410人	24人	195人	682人



(全国との比較)



3-2 すべての子どもが大切にされる社会づくり

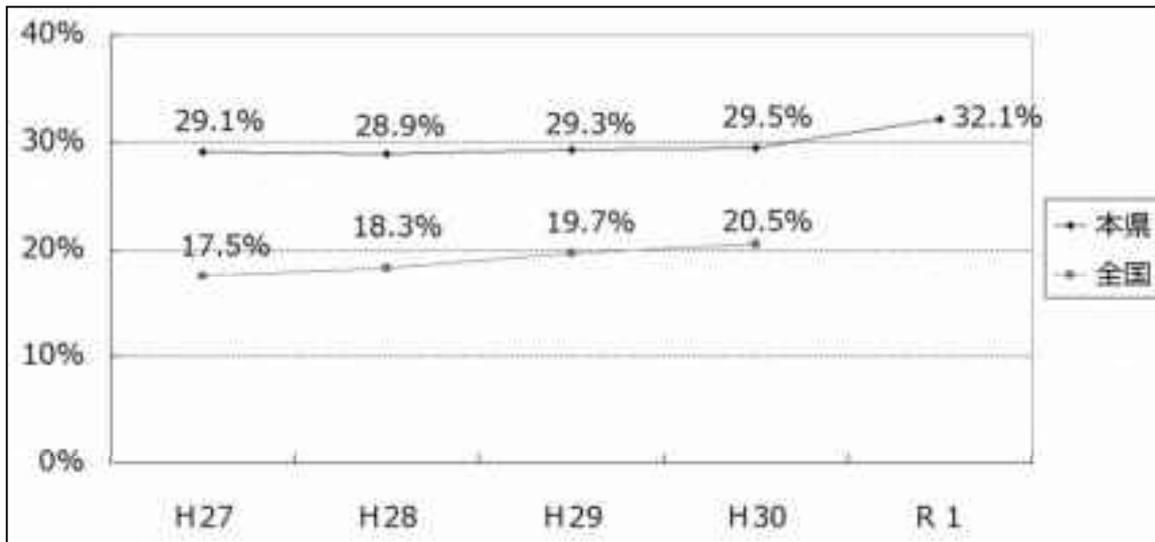
社会的養護とは

- ・虐待を受けた子どもなど保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものです。
- ・社会的養護を行う場所は、主に施設（乳児院、児童養護施設等）、里親、ファミリーホームなどがあり、児童相談所が、必要な調査や面接・判定等を行った上で、施設入所や里親委託などの必要な援助・措置を行います。

2 里親養育の現状と課題

(1) 里親委託率の推移

- ・本県の令和元年度の里親委託率は32%であり、全国平均と比べると高い状況にあるものの、平成27年と比べると約3%の伸びに留まっています。



(2) 里親に関する認知度

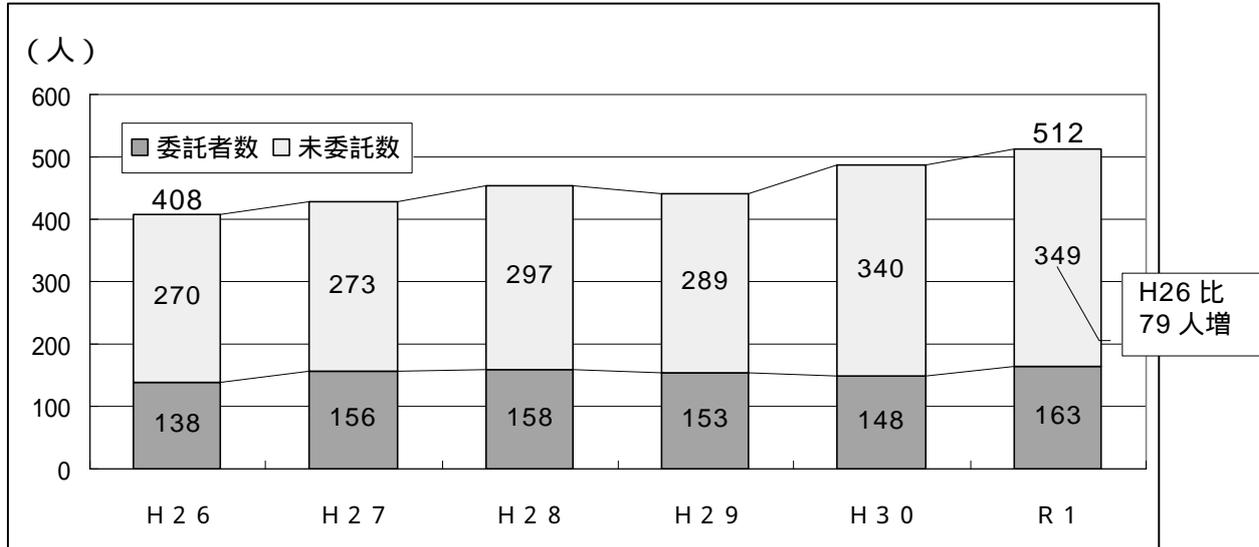
- ・里親養育を拡充していくためには、新たな里親登録者を多く確保していくことが必要ですが、県民の里親制度に関する意識調査の結果では、「里親について知っている」が56.3%である一方、「里親となることに関心がある」が24.5%、「里親制度の4つの類型を知っている」が26.8%に留まるなど、里親に対する理解や関心は低い状況となっています。

項目	回答結果	回答割合
里親について知っていたか	知っていた	56.3%
里親となることへの関心	非常に関心がある、まあまあ関心がある	24.5%
里親について知っていること	研修の受講が必要	63.4%
	里子の生活費や里親手当が公費で支払われる	35.3%
	養育・専門・養子・親族里親の4種がある	26.8%
里親制度の周知に効果的な取組	テレビ・新聞等マスメディアで広報する	59.3%
	実際の里親による体験発表会を開催する	34.8%
里親の必要性	施設より里親制度を広めていくことが重要	59.8%

出典：令和元年度里親制度に関する意識調査（静岡県）

(3) 里親登録者数と未委託里親数の推移

- ・里親登録数は平成 26 年度 408 人から令和元年度 512 人と 5 年間で 104 人増加しているものの、未委託里親（子どもの養育を委託していない里親登録者）も、5 年間で 79 人増加しています。
- ・未委託の理由としては、親の介護が始まってしまったなど里親の家庭や就業の状況変化のほか、子育て経験がなく養育力不足のため、子どもとのマッチングが進まないことなどが挙げられます。



里親（制度）とは

- ・社会的養護を必要とする子どもを、自分の家庭に迎え入れ、子どもを安全・安心に養育できる家庭的な環境の中で養育を行う制度です。
- ・里親には、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の 4 つの類型があり、里親には里親手当等が支給されます。

3-2 すべての子どもが大切にされる社会づくり

【現状・課題4】

- 児童養護施設等で暮らす子どもの高校卒業後の進路は、全高校卒業者に比べて進学率が低くなっています。また、児童養護施設等で暮らす子どもは、原則18歳になると施設等を退所し、自立した生活が必要となるため、退所後も継続的な生活相談や経済的支援が求められます。

👉 視点2 家庭と同様の環境における養育の推進

施設等で暮らす子どもが大学等への進学するための支援を行っています。

子どもの最善の利益を実現するための取組みを進めています。

主な取組➡ 児童福祉施設・里親等で暮らす子どもへの支援の充実

1 施設等で暮らす子どもの自立支援の状況

(1) 自立支援の必要性

- ・社会的養護の下で育った子どもは、18歳（措置延長の場合は20歳）後に、施設等を退所し自立するに当たり、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い状況にあります。このため、個々の子どもの状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけることが重要です。

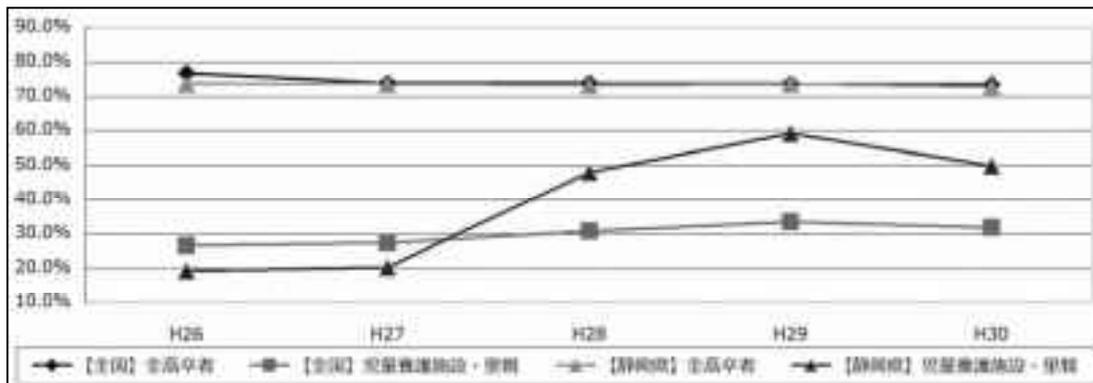
(2) 大学等への進学率の推移

- ・児童養護施設等で暮らす子どもの高校卒業後の進路は、全高校卒業者に比べて進学率が低くなっています。
- ・このため本県では、平成27年度から「施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業」を実施した結果、大学等進学率が4年間で5割以上伸びていますが、全高卒者と比べるとまだ低い状況にあります。

大学等への進学率の推移

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
全国	全高卒者	77.0%	74.1%	73.9%	73.8%	73.6%
	児童養護施設・里親	26.7%	27.4%	30.7%	33.4%	31.9%
静岡県	全高卒者	73.8%	73.8%	73.4%	73.7%	73.0%
	児童養護施設・里親	19.4%	20.4%	48.0%	59.3%	50.0%

* 出典：厚生労働省「社会的養育の推進に向けて」（家庭福祉課調査）・静岡県学校基本統計（静岡県教育委員会）



2 施策に関する県と市町、民間等との役割分担

区分	役割・取組等
県	<p>(児童虐待防止対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重篤な虐待事案の発生を防ぐための児童虐待に対する広報・啓発活動の推進 ・ 児童虐待に迅速で的確な対応を行なうための児童相談所の体制整備 <p>(施設等で暮らす子どもへの支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親 (制度) に関する更なる普及啓発活動の推進 ・ 家庭的養育優先原則の実現に向けた里親委託の推進 ・ 施設等で暮らす子どもの大学修学など将来的な自立に向けた支援の実施
市町	<p>(児童虐待防止対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性に応じた児童虐待に対する広報・啓発活動の推進 ・ 一義的な子どもや家庭に関する相談に対応するための体制整備 (子ども家庭総合支援拠点の設置)
県民等	<p>(児童虐待防止対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待への関心を高め、虐待が疑われる子どもの早期発見 ・ つながりを必要とする家庭への配慮 ・ しつけに際しての親権者等による体罰の禁止への理解 <p>(施設等で暮らす子どもへの支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親 (社会的養護) への理解や必要性に関する意識の向上 ・ 施設等退所者への支援参加
関係機関等	<p>(児童虐待防止対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待の早期発見と関係機関との連携による早期対応 (学校・警察・医療機関) <p>(施設等で暮らす子どもへの支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが健康で安全・安心に養育される家庭と同様の養育環境の提供 (児童福祉施設・里親)

3 主な取組

視点1 児童虐待の発生予防から児童虐待発生時の迅速・的確な対応

取組	児童虐待防止対策の推進	担当課名	こども家庭課
目的 (何のために)	子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止に向け、児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応を進めていきます。		
取組内容（手段、手法など）	<p>静岡県の児童虐待防止・対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、年々増加を続けており、令和元年度も過去最多を更新している。こうした状況に対応して、児童相談所を中心に市町や警察、医療機関などの関係機関と連携しながら対応している。 児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、「1 児童虐待防止に関する広報啓発活動」、「2 児童虐待の早期発見」、「3 相談体制の整備」、「4 関係機関との連携強化」に取り組み、総合的な支援体制を整備、充実していく。 		
	<p>1 発生予防</p>	<p>取組1 児童虐待防止に関する広報啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待防止月間(11月)に「虐待防止静岡の集い」 ○普及啓発活動(体罰禁止に関するパンフレットの配布) ○新聞やフリーペーパーでの啓発 	
	<p>2 早期発見</p>	<p>取組2 児童虐待の早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乳児家庭全戸訪問事業(市町) ○全国児童虐待対応ダイヤル「189」、「子ども・家庭110番」、「しずおか妊娠SOS」等 	
	<p>3 迅速・的確な対応</p>	<p>取組3 相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所の体制強化 ○「子育て世代包括支援センター」の設置(市町) ○「子ども家庭総合支援拠点」(市町)の設置促進 	
<p>4 連携強化</p>	<p>取組4 関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会 ○教育委員会・学校、医療機関、警察との連携強化 		
			
<p>(虐待防止静岡の集い・街頭パレード)</p>			
			
<p>(児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちはやく)リーフレット)</p>			

取組1：児童虐待防止に関する広報啓発活動 (P24 参考資料)

< 概要 >

・11月の児童虐待防止推進月間を中心に、県全体の児童虐待防止に対する機運を高めるため、街頭キャンペーンや各種媒体を利用し、児童虐待防止の意識啓発や通告先の周知について、積極的な取組を行っている。

< 内容 >

- ・毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、「児童虐待防止静岡の集い」を開催し街頭パレードや講演会を行うほか、月間中は、市町や関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施。
- ・令和元年の児童福祉法改正において、“しつけ”に際しての体罰を加えることを禁止することが明示されたことから、未就学児童のいる世帯向けに体罰禁止に関するリーフレットを配布し、児童虐待防止を啓発。
- ・静岡新聞子育て欄「なんでも相談」に、子育てに関するQA形式の記事を毎月掲載。児童相談所職員が、子育て中の保護者に知っておいて欲しい養育上の知識や方法を、QA形式でわかりやすく解説し、子育ての不安や悩みにこたえている。
- ・無料各戸配布される生活情報誌(フリーペーパー)「mydo(マイドゥー)」に虐待についての啓発記事を提供し、児童虐待についての啓発を行う。

< 令和元年度の実績 >

項目		内容
児童虐待防止推進月間	児童虐待防止静岡の集い	主催：児童虐待防止静岡の集い実行委員会(関係団体で構成) 内容：講演、街頭パレード、オレンジリボンたすきリレー 参加者：約500人
	街頭キャンペーン	主体：賀茂、東部、富士、中央、西部の各児童相談所 内容：啓発リーフレット等の配布(5,000部)
	ポスター、看板掲示	県内33市町で掲出(ポスター約8,000枚)
しつけ(体罰禁止)啓発		未就学児童のいる世帯向けに、しつけの際の体罰禁止のリーフレットを配布(4種類：計112,700枚)
子育てなんでも相談		静岡新聞子育て欄「なんでも相談」(毎月第1木曜日連載)
虐待防止啓発記事掲載		フリーペーパー情報誌「mydo」に啓発記事掲載(毎月発行)
オレンジリボン運動		民間団体(児童虐待防止全国ネットワーク)が中心となって実施

取組内容(手段、手法など)

取組2：児童虐待の早期発見 (P.25 参考資料)

< 概要 >

- ・虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応の取組が重要であり、住民に身近な市町による家庭訪問の取組や、相談者の状況に応じて利用できる各種相談窓口の整備に取り組んでいる。

< 内容 >

- ・発生予防に関して、乳児がいる全ての家庭を訪問し、養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を県内全市町で実施。
- ・虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときなど、ためらわず児童相談所に通告・相談できるように、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」を運用するほか、相談者の状況に応じた各種の相談窓口を設置。

< 令和元年度の実績 >

項目	内容
乳幼児家庭全戸訪問事業	主 体：市町 対 象：原則として生後4か月に至るまでの乳児のいる家庭 R1実績：全市町で実施

項目	内容	
相談窓口	189 (全国児童虐待対応ダイヤル)	・虐待(疑い)を発見した場合、「いちはやく」通告をしてもらうための窓口 ・24時間365日対応 ・R1実績：夜間、休日分507件
	子ども・家庭 110番	・児童やその家庭に関する相談に対応 ・平日9:00~20:00、土日9:00~17:00 ・R1実績：2,502件
	しずおか妊娠SOS	・電話、メールによる相談 ・水曜日、土曜日 13:00~17:00
	こども家庭 LINE相談	・子どもやその家庭に関するSNS(LINE)による相談に対応 ・8月及び11月に試行的に実施

取組内容(手段、手法など)

取組3：相談体制の整備 (P.26 参考資料)

< 概要 >

- ・児童虐待に適切に対応するため、児童相談所の体制強化、市町の相談体制の強化に取り組む。

< 内容 >

1 児童相談所の体制強化

- ・子どもに関する家庭からの相談に応じ、児童虐待が発生した時に迅速・的確な対応が出来るよう、児童福祉司や児童心理司など児童相談所職員を計画的に増員し、児童相談所の体制を強化。
- ・児童相談所では、虐待の通告を受けると原則 48 時間以内に安否確認を行い、必要に応じ児童の一時保護を実施する。

県児童相談所（5 か所）の職員体制の推移(各年度 4 月 1 日現在)

	H28	H29	H30	R1	R2
所 長	5	5	5	5	5
児童福祉司	44	48	53	58	67
児童心理司	23	23	23	23	27
相 談 員	18	18	18	18	19
保 健 師	4	4	4	4	4
警察職員（出向）	-	-	-	-	1
一時保護所	14	14	14	14	16
合 計	108	112	117	122	139

- ・複雑で困難な事案への対応のため、非常勤の弁護士を各児童相談所に配置し法的対応機能を強化する。

2 市町の相談支援体制の整備と機関連携

- ・市町職員が、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に求められる役割、具体的な運営方法について理解を深め、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進、及び市町の相談支援体制の一層の充実を図ることを目的に、市町向け研修を実施。

H30 年度	・市町向け全体研修会（東部・中部・西部地区）
R 元年度	・市町個別研修会 2 自治体（掛川市、森町） ・地区別研修会 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点研修会（母子保健セミナー合同開催）

取組 4：関係機関との連携強化

< 概要 >

- ・ 児童虐待を早期に発見し、適切な保護や支援を図るため、児童相談所や市町を始め、学校、警察、医療機関、さらに、DV 防止、性暴力防止関係諸機関など様々な関係機関との連携を推進する。

< 内容 >

1 市町との連携

- ・ 全市町に設置されている「要保護児童対策地域協議会」に児童相談所職員が参加し、児童虐待情報の全件共有と具体的な支援を実施しているほか、市町のケース検討会等への職員派遣や、児童相談所で市町職員の受入研修を実施。

項目	主な取組
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会（全市町に設置）における児相職員参加による助言・指導、個別ケースの情報共有等 ・ 市町の要保護児童対策地域協議会調整担当者への研修
職員派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町のケース検討会等へ職員を派遣 ・ R 元年度実績：76 回、延べ 99 人派遣
研修受入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所総合会議への受入研修を実施 ・ R 元年度実績：30 市町、延べ 139 回、180 人受入

2 教育委員会・学校等との連携

- ・ 研修への講師派遣、児童生徒向けの啓発媒体の配布を実施。

項目	主な取組
講師派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会や学校が開催する研修会への児童相談所職員による講師派遣 ・ R 元年度実績：4 回派遣
啓発	<p>ポスター、リーフレットの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H28 年度実績：県内の全県立・市立高校（全生徒 7 万人）に「しずおか妊娠 SOS」の啓発リーフレットを配布 ・ R1 年度実績：小・中学校・高等学校及び特別支援学校へ「児童虐待防止啓発ポスター」を配布

3 医療機関との連携

- ・ 児童虐待の早期発見の場でもある医療機関を対象に研修を実施。

項目	主な取組
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師及び医療関係者を対象とした「子ども虐待対応・医学診断研修会」の開催（平成 24 年度～） ・ R1 年度実績：県内 3 ヶ所で 3 回実施 延べ 194 人参加
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師及び歯科医療関係者を対象とした「子ども虐待防止に向けたシンポジウムや講習会」の開催（平成 24 年度～） ・ R1 年度実績：講習会を 1 回開催、歯科医師など 61 人参加
啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師向け虐待対応ガイドブックを県内病院へ配布 ・ 歯科医師向け子ども虐待早期発見チェックリストを県内歯科医師へ配布

4 警察との連携

- ・児童相談所と警察による虐待対応事例検討の合同研修や、情報共有のための協定締結などを実施。
- ・R2年度からは、現職警察官を中央児童相談所へ1名配置（出向）している。

項目	主な取組
合同研修	<ul style="list-style-type: none"> ・警察と児童相談所との合同研修会の開催（平成24年度～） ・R1年度実績：児童相談所・警察署職員など61人参加
連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・管内警察署と各児童相談所との連絡会の開催（平成24年度～） ・全ての児童相談所で実施
協定締結	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県、静岡市、浜松市及び静岡県警察の4者間で「児童相談所と警察との情報共有等の取扱いに関する協定」を締結。（平成31年3月）

取組5：新型コロナウイルス状況下での児童虐待への対策

< 概要 >

- ・新型コロナウイルスの流行により、感染への恐れから児童相談所の家庭訪問や面接に対して不安を感じる家族に対応するため、感染防止に配慮して支援する。

< 内容 >

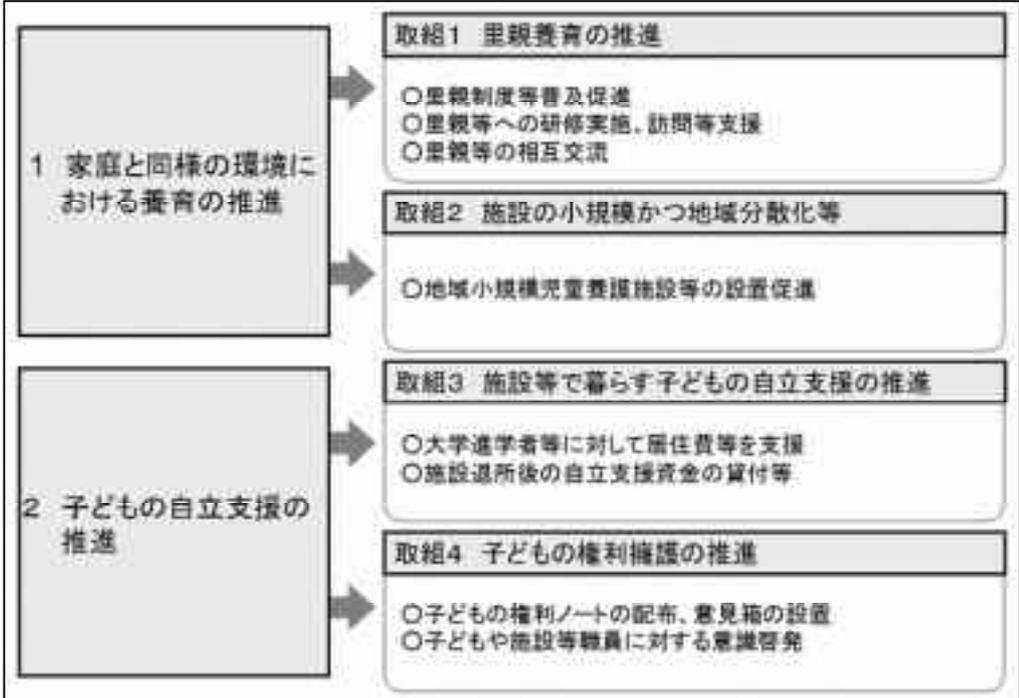
- ・児童相談所職員が家庭訪問時に装着する感染防止用防護服や子どもの様子を画像により把握するタブレット端末等のICT機器を整備し、保護者の感染リスクへの不安を低減させるとともに子どもの安全確認の徹底を図る。

取組内容（手段、手法など）



（令和2年6月30日 読売新聞記事）

視点 2 家庭と同様の環境における養育の推進

取組	児童福祉施設・里親等で暮らす子どもへの支援の充実	担当課名	こども家庭課
目的 (何のために)	家庭養育優先原則を踏まえ「家庭と同様の養育環境」である里親等への委託を推進するとともに、社会的養護の子どもたちの将来的な自立への支援を進めます。		
取組内容（手段、手法など）	<p>静岡県の社会的養育推進の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護を必要とする子どもたちは、過去に受けた虐待等により、心身に様々なダメージを受けている場合も多く、その影響から少しでも回復し、落ち着きや自己肯定感を取り戻すために「家庭養育優先」を原則とした、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、安心して暮らしていくことが必要。 ・このため、県では、家族の多様化という現在の変化を十分に踏まえつつ、令和2年3月に静岡県社会的養育推進計画を策定し、里親養育の推進、施設の小規模化、子どもの自立支援など、社会的養育を必要とする子どもの最善の利益を実現するための各種取組を進めていく。 		
	 <pre> graph LR G1[1 家庭と同様の環境における養育の推進] --> M1[取組1 里親養育の推進] G1 --> M2[取組2 施設の小規模かつ地域分散化等] G2[2 子どもの自立支援の推進] --> M3[取組3 施設等で暮らす子どもの自立支援の推進] G2 --> M4[取組4 子どもの権利擁護の推進] </pre> <p>取組1 里親養育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○里親制度等普及促進 ○里親等への研修実施、訪問等支援 ○里親等の相互交流 <p>取組2 施設の小規模かつ地域分散化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域小規模児童養護施設等の設置促進 <p>取組3 施設等で暮らす子どもの自立支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学進学者等に対して居住費等を支援 ○施設退所後の自立支援資金の貸付等 <p>取組4 子どもの権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利ノートの配布、意見箱の設置 ○子どもや施設等職員に対する意識啓発 		

取組 1：里親養育の推進 (P29 参考資料)

< 概要 >

- ・各種広報媒体を通じた里親制度の広報啓発や里親相談会等の開催を通じて新たな里親登録を促進するとともに、子育て経験のない未委託里親を対象に養育力向上の研修を実施するなど、里親委託を推進。
- ・児童相談所や児童家庭支援センター、里親会等が役割分担、協働しながら、里親を包括的に支援（フォスタリング）する体制を構築していく。

< 里親等委託率の目標値（静岡県） >

区分	H30 現状値	R11 目標値
3歳未満	25%	65%
3歳以上	22%	58%
学童期以降	25%	46%

< 令和元年度の実績 >

項目	実績
里親制度等普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・里親体験発表会 : 3回 ・里親相談会 : 72回 ・街頭キャンペーン : 10回 ・その他（地区里親等支援協議会等）: 106回
里親等への研修実施	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎、登録前研修 : 24回、107人受講 ・養子縁組里親研修 : 6回、22人受講 ・更新研修（養育） : 7回、67人受講 ・更新研修（専門） : 1回、6人受講 ・スキルアップ研修 : 12回、210人受講
里親等への訪問等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問等支援（家庭訪問、面接）: 273回
里親等の相互交流	<ul style="list-style-type: none"> ・里親サロン : 69回 ・地区里親会行事 : 49回

取組 2：施設の小規模かつ地域分散化等

< 概要 >

- ・児童養護施設等については、保護が必要な子どもの行き場がなくなることはないよう、十分な受け皿を確保するとともに、施設における生活単位の個別化・少人数化を促進。

< 各施設の計画数値 >

項目	平成30年度	令和11年度
地域小規模児童養護施設の定員数	12	112

取組3：児童養護施設等で暮らす子どもの自立支援 (P.30 参考資料)

< 概要 >

- ・児童養護施設等で生活している子どもが、大学や各種学校等へ進学した際、措置解除となる18歳(措置延長の場合は20歳)後も大学等を卒業するまでの間、引き続き施設等において居住の場を提供し、生活相談等を行う「施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業」を実施。
- ・施設等退所後の子どもに対し、家賃や生活費の貸付を行う「こどもの自立支援資金貸付事業」を実施。

< 内容 >

- ・平成27年度の制度創設以降、これまでに27人が「施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業」を利用しています。

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	計
延利用者数	1人	6人	10人	14人	13人	44人
実利用者数	1人	5人	7人	8人	6人	27人

- ・主に4年制大学を修業するまでの間の支援が多くなっているが、子どものそれぞれの夢や希望を叶える専門学校を選択する場合もあり、その修業までの支援を行う。

施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業新規利用者の在学状況 単位:人

種 別	H27	H28	H29	H30	R1	計
4年制大学		2	3	5	3	13
短期大学(3年制)			1			1
短期大学(2年制)		1	1	1	2	5
専門学校(医療・福祉・介護)	1	1	1		1	4
専門学校(電子情報)		1		1		2
専門学校(美容)			1			1
専門学校(製菓)				1		1
合 計	1	5	7	8	6	27

取組4：子どもの権利擁護の推進

- ・児童養護施設等で生活する子どもに対し「子どもの権利ノート」を配布するとともに、施設内に意見箱を設置することにより、子どもが意見を表明できる機会を確保する。
- ・子ども自身や施設職員等に対し、子どもの権利擁護に関する情報提供や研修等による意識啓発の実施。



取組内容(手段、手法など)

4 主要事業

事業名	重点項目	2020 予算額(千円)
児童相談所等職員専門研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に既定される「児童福祉司任用前講習会」などの義務研修の実施 ・職員の経験年数に添った「ステージ研修」と支援技術向上のための「専門分野研修」に分けた体系的な研修の実施 	8,600
児童虐待防止対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の法的対応機能強化（非常勤弁護士等の設置） ・SNS相談事業（R2新規） ・医療関係者対象とする虐待に関する研修会実施 	62,200
里親養育援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度の普及啓発の実施（新規里親の獲得） ・里親登録前研修等の実施 ・里親訪問等支援事業の実施（児童家庭支援センターへ委託） 	49,700
施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・満20歳の日から大学等を卒業する月までの間、修学支援を実施 	57,500
社会的養護自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・措置解除（延長の場合は満20歳）以後も引続き支援が必要とする者について「継続的支援計画」を作成し、就労の定着や修学など将来的な社会的自立を支援する。 	29,857
その他取組を含めた合計		207,857

視点1 児童虐待の発生予防・早期発見と迅速・的確な対応 関連資料

< 静岡新聞子育て欄「なんでも相談」に連載 >

子育て中の保護者を知っておいて欲しい養育上の知識や方法を、Q A形式でわかりやすく解説し、子育ての不安や悩みにこたえる。

掲載月	テーマ
H31年4月	イヤイヤ期、どのように対応したら良いか。
R1年5月	言葉の遅れを指摘されたがどうしたらよいか。
6月	子どもが口答えをするので困っている。どのように対応したらいいか。
7月	息子がスマートフォンのゲームを始めてしまい、なかなか止める事ができない。上手にやめさせることはできないか。
8月	2年前に自閉症スペクトラム症の診断を受けた。精神障害者の手帳と療育手帳の違いは。
9月	子どもが言うことをきかず、どう対応していいかわからない。しつけと虐待の違いについて教えて。
10月	最近娘が学校のことを話してくれない。どうしたらいいか。
11月	子育てにおいてほめて育てるコツを教えて。
12月	中2の娘がこの頃何事にも反抗するようになった。思春期の娘にどのように対応したらよいか。
R2年1月	最近、子どもが何をすることも親を頼るようになり、うまくいかないとすぐに親のせいにしてくる。どう、関わればいいのか。
2月	昨年の秋ごろから休みがちになり、今は週に1回登校できるかどうかくらいになっている。親がなにか言っていると大声を出す。何も言わない方が良いか。
3月	妻が2人目の子どもを出産し、2ヶ月経った。上の子どもを叱ることも増えた。どのように対応したら良いか。

< フリーペーパー「mydo (マイドゥー)」に虐待についての啓発記事を提供 >

無料各戸配布される生活情報誌を活用し、児童虐待についての啓発を行う。

発行部数 ・静岡市葵区版 80,000部 ・静岡市駿河区版 75,000部
 ・静岡市清水区版 65,000部 ・富士版 76,400部
 ・富士宮地区版 35,000部 ・沼津版 65,000部
 ・三島・清水町・長泉町版 73,900部

< 相談実績の推移 >

窓口種別		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
189	虐待		116	178	97	162	247
	それ以外		137	254	179	160	260
	合計		253	432	276	322	507

189は夜・休日分

窓口種別		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
こども家庭 110番	養護		558	575	641	907	1,094
	(虐待再掲)		(52)	(71)	(30)	(2)	(0)
	保健		215	240	251	230	149
	障害相談		30	42	34	18	17
	非行		36	31	40	44	37
	育成相談		757	592	808	664	478
	(不登校再掲)		(134)	(36)	(46)	(41)	(19)
	その他		389	813	823	870	727
	(いじめ再掲)		(5)	(23)	(8)	(7)	(0)
	合計		1,980	2,293	2,597	2,733	2,502

窓口種別		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
しずおか妊娠 SOS	相談件数		153件	137件	157件	170件	173件
	電話		54件	61件	72件	89件	66件
	メール		99件	76件	85件	81件	107件
	開設日数		103日	101日	103日	101日	102件
	1日平均		1.5件	1.4件	1.5件	1.7件	1.7件

< 児童相談所の概要 >

項 目	内 容
設置目的	子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助 により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する
設置主体	都道府県・指定市及び児童相談所設置市（横須賀市・金沢市・明石市） 全国 215 か所（平成 31 年 4 月 1 日 現在）
役割	児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。 * 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。
業務	市町村援助 相談 一時保護 措置（在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等） 等
職員	所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等（児童相談所の規模による） 全国の職員数：14,159 人（平成 31 年 4 月 1 日現在） （内訳）・児童福祉司 3,817 人・児童心理司 1,570 人・医師 664 人 ・保健師 143 人 等）
相談の種類と 主な内容	養護相談...保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談 保健相談...未熟児、疾患等に関する相談 障害相談...肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談 非行相談...ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談 育成相談...家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談 その他

< 一時保護所の概要 >

項 目	内 容
設置目的	一時保護所は、児童福祉法第 12 条の 4 に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置き去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。
設置根拠	児童福祉法第 12 条の 4 に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。 全国に 139 か所（平成 31 年 6 月 1 日現在）設置されている。
一時保護の具体例	(1)緊急保護 ア 棄児、家でした子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合。 イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合 ウ 子どもが自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合 (2)行動観察 (3)短期入所指導

視点2 家庭と同様の環境における養育の推進

関連資料

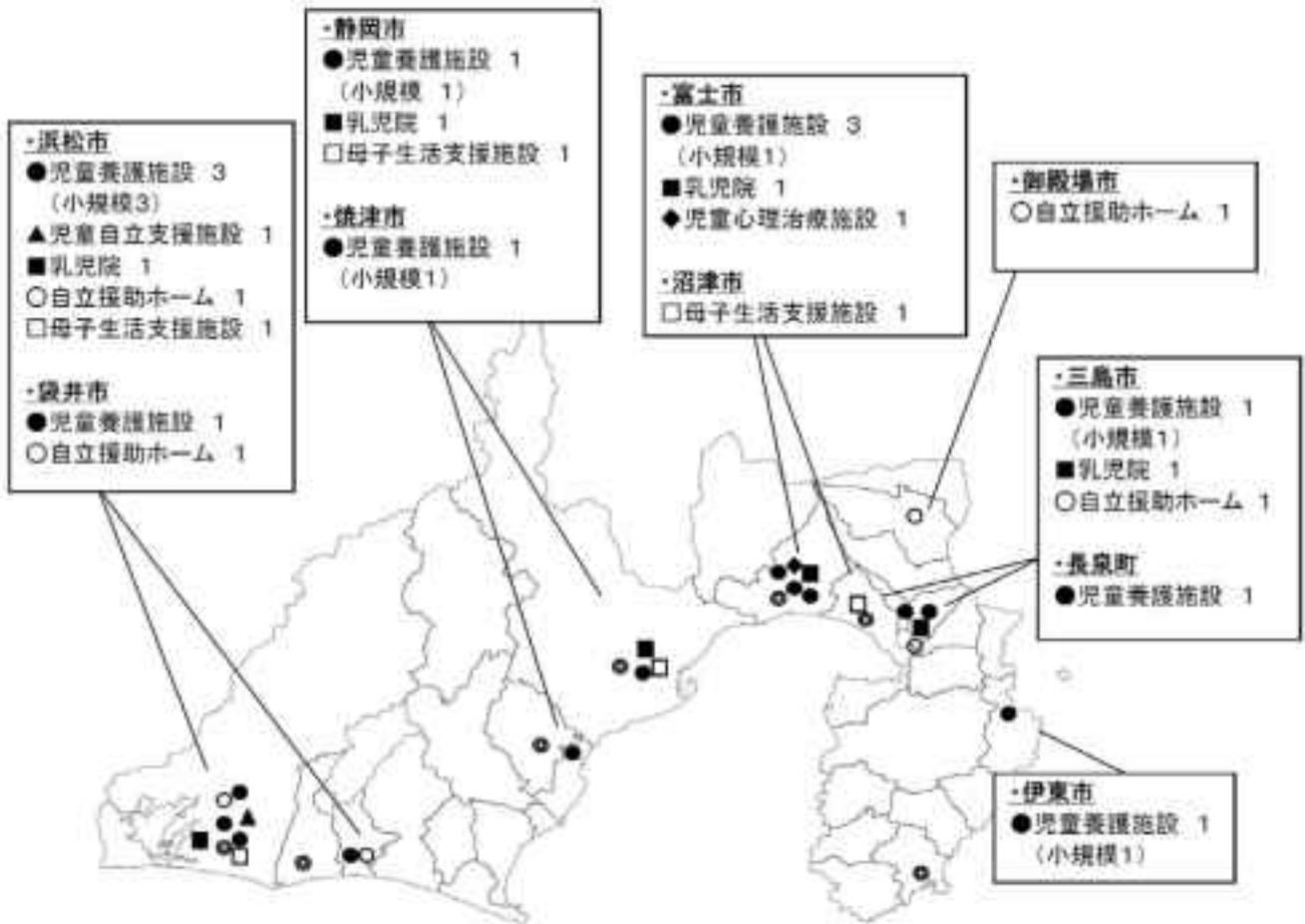
< 社会的養育推進計画 >

目的	社会的養育を必要とする子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益の実現のため、計画的な施策の推進を図る
期間	令和2～11年度（10年間）
基本理念	子どもが権利の主体であり、子どもの最善の利益を実現していくために、社会全体で子どもを育む
計画の体系	<p>1 子どもの権利擁護の推進 （1）当事者である子どもの権利擁護の取組</p> <p>2 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進 （1）市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組 （2）一時保護改革に向けた取組 （3）児童相談所の強化等に向けた取組 （4）関係機関との連携強化に向けた取組</p> <p>3 家庭と同様の環境における養育の推進 （1）里親等への委託の推進に向けた取組 （2）特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 （3）施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組</p> <p>4 子どもの自立支援の推進 （1）社会的養護自立支援の推進に向けた取組</p>
計画のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護の推進 ・児童相談所や市町相談支援の体制強化 ・里親委託率の向上、児童養護施設等の小規模化及び多機能化等の促進
策定根拠	都道府県社会的養護推進計画策定要領

主な目標値

項 目	現状値(2019)	目標値(2029)
2.子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進		
（1）市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組		
指標：子育て世代包括支援センターの実施設数	35箇所 (2018)	43箇所 (2021)
指標：子ども家庭総合支援拠点の設置箇所数	12市	全市町 (2021)
3.家庭と同様の環境における養育の推進		
（1）里親等への委託の推進に向けた取組		
指標：里親登録者数（新規・委託子ども数）	306組	450組
4.子どもの自立支援の推進		
（1）社会的養護自立支援の推進に向けた取組		
指標：措置児童の大学等進学率	59.3% (2017)	73.8% (2024)

< 静岡県内の社会的養護関係施設位置図 >



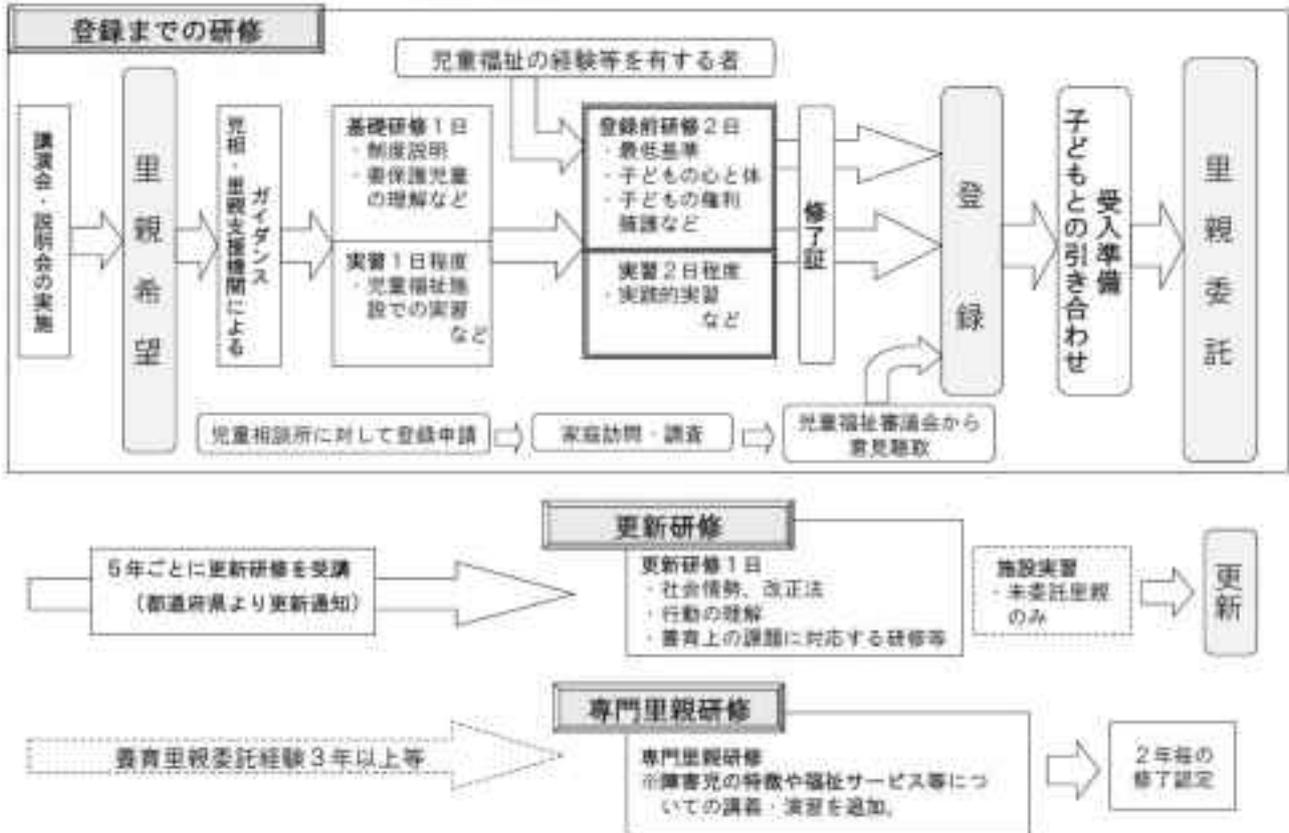
施設種別	施設数	定員数
児童相談所	7 箇所	-
児童養護施設	12 箇所	509 人
小規模型児童養護施設	8 ヶ所	48 人
児童自立支援施設	1 箇所	39 人
乳児院	4 箇所	75 人
児童心理治療施設	1 箇所	40 人
自立援助ホーム	4 箇所	24 人
母子生活支援施設	3 箇所	80 世帯

* 令和 2 年 4 月 1 日現在 (児童自立支援施設、児童心理治療施設は 6 月 1 日現在)

< 里親類型別一覧・養育里親の里親研修と登録の流れ >

養育里親	要保護児童を養育する里親
専門里親	虐待を受けた児童等を養育する里親
親族里親	要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であって、要保護児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態によりこれらの者による養育が期待できない要保護児童を養育する里親
養子縁組里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親

①養育里親の里親研修と登録の流れ



< 県内で児童養護施設退所者の就業支援に取り組む団体「みちしるべ」 >

- ・ 養育者や支援者がいないことにより、児童養護施設での生活を余儀なくされている子どもたちの多くは、中学や高校を卒業すると施設を退所するため、住居や就職先を探さなくてはならない状況の中におかれている。
- ・ 静岡県西部地区において、児童福祉施設退所者の就業を支援する会「みちしるべ」では、子どもたちが社会でより安定した生活を送ることができるよう、雇用の面を支える事業所のネットワークづくりに取り組んでいる。

- ・ 会員事業所数：42 事業所
- ・ 職場実習・体験の受入可能事業所：20 事業所
- ・ 受入実績：5 事業所、8 人 (令和元年度)

・ 事務局 社会福祉法人デンマーク牧場福祉会児童養護施設 まきばの家

